

居宅介護支援

重要事項説明書

利用契約書

株式会社ウィズグループ
ウィズケアプランサービス

2024年4月1日改訂

重要事項説明書

1. 事業者

事業者名称	株式会社ウィズグループ
代表者氏名	代表取締役 前川裕貴
所在地 (連絡先)	〒810-0041 福岡市中央区大名二丁目4番30号 092-712-0306

2. 事業所の概要

事業所名称	ウィズケアプランサービス	
指定事業所番号	4071400800	
事業所住所	〒815-0041 福岡市南区野間四丁目6番4号	
連絡先	092-554-8885 (24時間転送)	
事業所管理者	印口 亜希子	092-554-8885
担当者		
通常の事業の実施地域	福岡市	

3. 事業の目的及び運営方針

要介護状態にあるご利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、ご利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおこなわれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行いサービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
年間休日	8月13日～15日・12月30日～1月3日 祝日
営業時間	午前9時から午後5時40分

5. 事業所の職員体制及び職務内容

職種	人員	職務内容
管理者	1名 (兼務)	事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
主任介護支援専門員	1名以上	居宅介護支援サービス等に係わる業務
介護支援専門員	1名以上	居宅介護支援サービス等に係わる業務

6. 居宅介護支援サービスの実施概要

事項	備考
課題分析の方法	厚生省の標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方には対応可能

7. 秘密の保持について

- ①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得たご利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③事業者は、ご利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません

8. 事故発生時の対応と損害賠償について

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生したご利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のと通りの対応を致します。

- ① 事故発生の報告
事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。
- ② 処理経過及び再発防止策の報告
①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

明らかに事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

9. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者はご利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、ご利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことをご利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ① ご利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

10. 他機関との各種会議等

- ① ご利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- ② ご利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

11. ご利用者自身によるサービスの選択と同意

- ① ご利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者または家族に対して提供するものとします。
 - ・ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めご利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
 - ・ 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、ご利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・ 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集や、やむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ② 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、ご利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、ご利用者への支援を実施します。その際に把握したご利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

12. サービス利用に関する留意事項

利用者及び利用者家族等の禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く
- ② 職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
例：大声を発する／怒鳴る／「この程度出来て当然」と理不尽なサービスを要求する
- ③ 職員に対するセクシャルハラスメント(意に添わない性的な誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ行為)
例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

13. 居宅介護支援業務に関する相談・苦情について

当事業所が提供する居宅介護支援業務に関するご相談・ご意見・苦情については以下の窓口で受け付けております。

(1) 当事業所相談窓口

担当者	受付担当者：印口 亜希子 解決責任者：彦面 小夜子
電話番号	092-554-8885

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

お住まいの 市役所区役所 電話番号	福岡市
	東 区福祉・介護保険課 電話 092-645-1069
	博多区福祉・介護保険課 電話 092-419-1081
	中央区福祉・介護保険課 電話 092-718-1102
	南 区福祉・介護保険課 電話 092-559-5125
	城南区福祉・介護保険課 電話 092-833-4105
	早良区福祉・介護保険課 電話 092-833-4355
西 区福祉・介護保険課 電話 092-895-7066	
福岡県国民健康 保険団体連合会	電話 092-642-7859

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 ウィズケアプランサービス

管理者 印口 亜希子

説明者

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

説明年月日 年 月 日

利用者署名

利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援 I (i) 要介護 1・2 1.086 単位 要介護 3.4.5 1.411 単位

初回加算 300 単位

新規及び要支援から要介護に移行した場合の計画作成時

要介護状態区分 2 区分以上変更時の計画作成時

入院時情報連携加算 (I) 250 単位

病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること

入院時情報連携加算 (II) 200 単位

病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること

退院・退所加算 (I) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
退院・退所加算 (I) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
退院・退所加算 (II) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
退院・退所加算 (II) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位

高齢者虐待防止措置未実施減算 (以下の措置が講じられていない場合減算)

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
虐待の防止のための指針を整備すること	
従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること	
上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと	

業務継続計画未実施減算 (以下の基準に適合していない場合)

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (業務継続計画) を策定すること	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること	

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者	所定単位数の 95% を算定
1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者	

運営基準減算 所定単位数の 95% を減算 適切な居宅介護支援が出来ていない場合

特定事業所集中減算 -200 単位 正当な理由なく特定の事業所に 80% 以上集中している場合

特定事業所加算

算定要件		加算 (I) (519単位)	加算 (II) (421単位)	加算 (III) (323単位)	加算 (A) (114単位)
①	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
②	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤各1名以上
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること	○			
④	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○			○ 連携でも可
⑤	算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○	×		
⑥	当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○			○ 連携でも可
⑦	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○			
⑧	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障がい者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○			
⑨	居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○			
⑩	指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人あたり45名未満であること	○			
⑪	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していること	○			○ 連携でも可
⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○			○ 連携でも可
⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○			

利用契約書

ご利用者と株式会社ウィズグループ（以下、「事業者」という。）は、ご利用者に対して行う居宅介護支援について、事業者は重要事項の説明を行い及び利用者は重要事項の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

（目的及び内容）

- 第1条 事業者は、ご利用者の委託を受けて、ご利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようにサービス事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。
- 2 サービス内容の詳細は、別紙「重要事項説明書」に記載のとおりです。

（契約期間）

- 第2条 この契約期間は、契約日からご利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 上記有効期間満了日の10日前までに、ご利用者から事業者に対して、文書による契約満了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

（介護支援専門員）

- 第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員をご利用者のサービス担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、ご利用者にその氏名を文書で通知します。

（居宅サービス計画作成の支援）

- 第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画作成を支援します。
- (1) ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者及びご家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
 - (2) 当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者及びそのご家族に提供し、ご利用者にサービスの選択を求めます。
 - (3) ご利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
 - (4) ご利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
 - (5) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成いたします。

- (6) 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご利用者及びそのご家族に説明し、ご利用者から同意を受けます。
- (7) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察、再評価)

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) ご利用者及びそのご家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います
- (3) ご利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします

(施設入所への支援)

第6条 事業者はご利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、ご利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、福岡県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条 事業者は、ご利用者が要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という。）更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるようご利用者を援助します。

- 2 事業者は、ご利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービス提供の記録等)

第10条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了5年間保管します。

- 2 ご利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該ご利用者に関

する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

- 3 ご利用者は、当該ご利用者に関する第1項サービス実施記録の複写物の交付を希望により受けることができます。
- 4 第12条第1項から第3項の規定により、ご利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、ご利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、ご利用者に交付します。
- 5 介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、電磁的な対応を行います
 - (1) 重要事項説明書
 - (2) 居宅介護支援契約書
 - (3) アセスメントシート
 - (4) 居宅サービス計画書 第1表～第7表

(料金)

第11条 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金は、「重要事項説明書」の通りです。

(契約の終了)

- 第12条 ご利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、ご利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報をご利用者に提供します。
 - 3 事業者は、ご利用者またはそのご家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続しないことのしがたい不信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) ご利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (2) ご利用者の要介護認定区分が、自立または要支援と認定された場合
 - (3) ご利用者が医療機関に入院し長期の療養が見込まれる場合
 - (4) ご利用者が死亡した場合

(事業者の解約権)

第13条 事業者は、利用者又は利用者家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力またはセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対してサービスを提供することが著しく困難になった時は、この契約を解除することが出来ま

す。

2 事業者は、前項により、この契約を解除する場合には、適当な他の介護サービス施設・事業所等を紹介する等の必要な措置を講じます。

(秘密保持)

第14条 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後でも同様です。

2 事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、ご利用者の個人情報を用いません。

3 事業者は、ご利用者のご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該ご家族の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第15条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

(身分証携行義務)

第16条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時およびご利用者やご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情等)

第17条 事業者は、ご利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関するご利用者の要望、苦情等に迅速かつ適切に対応します。

(法令順守)

第18条 事業者は、ご利用者より委託された義務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその義務を遂行します。

(信義誠実の原則)

第19条 ご利用者と事業者は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。

2 本契約の定めがない事項については、介護保険法令その他諸法の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

(代理人)

第20条 ご利用者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこ

れを行うこととします。

(合意管轄裁判所)

第21条 ご利用者と事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、ご利用者の住所地を所轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者（代理人による契約締結の場合は代理人）及び事業者が署名押印のうえ、一通ずつ保有するものとします

契約締結 年 月 日

ご利用者（代理人を選任する場合はご利用者の押印は不要です。）

〒

住所 _____

氏名 _____

代理人（選任する場合）

〒

住所 _____

氏名 _____

続柄 _____

電話番号 _____

事業者

事業者名 株式会社ウィズグループ
事業者住所 810-0041 福岡市中央区大名二丁目4番30号
代表者名 代表取締役 前川裕貴

事業所名 ウィズケアプランサービス
事業所住所 815-0041 福岡市南区野間四丁目6番4号

個人情報利用の同意について

私および家族は、株式会社ウィズグループ ウィズケアプランサービスが定める個人情報の利用について同意します。

<個人情報の利用目的>

株式会社ウィズグループでは、「個人情報保護法」および、利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報保護に関わる基本方針」に基づき、利用者ならびその家族の個人情報を下記利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、サービス提供期間終了後についても同様とします。

●利用目的

【利用者への介護サービス提供に関する利用】

- ・利用者のニーズに応じた適切な介護サービスを提供するため
- ・利用者の介護サービス利用に関する介護保険請求、その他の事務を行うため
- ・利用者にサービスを提供する他事業所等との連携（サービス担当者会議の情報提供、照会への回答、業務委託など）のため
- ・利用者の診療等に当たり、外部の医師との連携のため
- ・家族等へ利用者の心身の状況を説明するため
- ・事故等の緊急時において円滑に連絡・報告を行うため
- ・損害賠償等に関わる保険会社等への相談又は届出のため

【上記以外の利用】

- ・介護サービスおよび管理運営業務の維持・改善の基礎資料とするため
- ・事業所において学生等の現場実習を行うため
- ・事業所において事例研究等を行うため
- ・外部監査機関、評価機関等への必要情報提供のため

なお、上記利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う際には、あらかじめ利用者本人もしくは家族の同意を得ることとします。また、個人情報を利用した会議の内容や相手方などについて、本人または家族から請求があれば開示するものとします。

以上

暴力団等排除に関する誓約について

私は、株式会社ウィズグループ（以下貴社）とのすべての取引（契約書等書面のあるものに限られない）について、下記の事項を誓約致します。

1. 私は、自身または家族もしくは親戚が、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者に該当しないこと、およびこれらの者と密接な関わりを有する密接交際者でないことを表明し保証します。
2. 私は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し保証します。
3. 前2項に違反した場合、貴社が何らの通知催告なしに、直ちにこの契約の全部または一部を解除できることを承諾し、異議の申し立てを行いません。
4. 貴社が、第1項および第2項に反するおそれがあると認め、当該事項に関する報告を求めた場合は、速やかに報告いたします。

この誓約書に定めるもののほか、暴力団等排除に関する事項は各都道府県暴力団排除条例に準じます。

以上

利用者、身元引受人は、

「個人情報利用の同意について」

「暴力団等排除に関する誓約について」

上記内容の説明を受け、同意・誓約します。

年 月 日

利用者 印

[代筆の場合] 氏名： (続柄：)

身元引受人 印

事業者 株式会社ウィズグループ
代表取締役 前川裕貴

事業所 ウィズケアプランサービス